

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年5月29日

【会社名】 双信電機株式会社

【英訳名】 SOSHIN ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上岡 崇

【本店の所在の場所】 長野県佐久市長土呂800番地38
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っています。)

【電話番号】 0267(67)4131(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部経理部長 大森 修治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号浜松町ビルディング14階
(東京本社)

【電話番号】 03(5730)4500(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部長 中西 港二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
1,500,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)]】

銘柄	双信電機株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、当該新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,500,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円
発行価額の総額(円)	金1,500,000,000円
発行価格(円)	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率0.3%
利払日	2023年6月29日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 本社債の利息は、各本社債につき、当該本社債が2023年6月28日において残存していることを条件として、同日において残存する本社債についてのみ、利払日に支払われるものとする。なお、当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号乃至に基づき、2023年6月28日を償還日として本社債を繰上償還した場合には、本社債の利息の支払いを要しない。 利払日が銀行休業日にあたる場合は、本社債の利息の支払いは当該利払日の翌銀行営業日にこれを繰り下げる。 本社債の利息を計算するときは、各本社債の金額に、2020年6月30日(当日を含む。)から2023年6月29日(当日を含む。)までの期間の実日数につき1年を365日とする日割計算によりこれを計算する(各本社債の利息につき、1円未満の端数は四捨五入する。) 本社債の利息の支払い場所は、双信電機株式会社 経営企画部とする。
償還期限	2023年6月29日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は本欄第2項第(2)号又はに定める金額による。 社債の償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> 本社債は、2023年6月29日にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。 繰上償還事由 当社は、2021年2月1日以降、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債の社債権者(以下、「本新株予約権付社債権者」という。)に通知した上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき本項第(2)号に定める金額で繰上償還することができる。

組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。)において、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき本項第(2)号 に定める金額で繰上償還する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に、本新株予約権付社債権者に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき本項第(2)号 に定める金額で繰上償還する。

本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合又は上場廃止となる場合(これらの事由の発生よりも先に本項第(2)号 乃至 に定める繰上償還事由が発生した場合を除く。)には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき本項第(2)号 に定める金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

本新株予約権付社債権者は、2021年2月1日以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の30営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

当社は、本項第(2)号 乃至 の定めに従い本社債を繰上償還する場合には、繰上償還日が、2020年6月29日以降2021年6月28日(当日を含む。)までの場合には各社債の金額100円につき金100.3円、2021年6月29日以降2022年6月28日(当日を含む。)までの場合には各社債の金額100円につき金100.6円、2022年6月29日以降2023年6月28日(当日を含む。)までの場合には各社債の金額100円につき金100.9円を、本新株予約権付社債権者に支払う。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

	<p>(3) 買入償却</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本新株予約権付社債権者との合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</p>
募集の方法	<p>第三者割当ての方法により、以下の通り割り当てる。</p> <p>釜屋電機株式会社 900,000,000円(9個)</p> <p>日本碍子株式会社 600,000,000円(6個)</p>
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	2020年6月29日
申込取扱場所	<p>双信電機株式会社 経営企画部</p> <p>東京都港区芝浦一丁目1番1号浜松町ビルディング14階</p>
払込期日	2020年6月29日(以下「本払込期日」という。)
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。当社がこの規定に違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないときは、当社は本社債について期限の利益を喪失する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとする。

- a 当社が別記「償還の方法」欄第1項乃至第2項又は、別記「利息支払の方法」欄第1項乃至第3項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- b 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」の規定に違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- c 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- d 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りでない。
- e 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- f 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

2 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができる。

4 社債権者集会に関する事項

- a 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- b 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- c 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

5 元金支払事務取扱場所(元金支払場所)

双信電機株式会社 経営企画部

東京都港区芝浦一丁目1番1号浜松町ビルディング14階

6 新株予約権付社債

本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。

7 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1 本新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の上昇により減少することがある。当該株数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項()に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は減少する。</p> <p>2 転換価額の修正基準 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、本日開催された取締役会決議の前日(2020年5月28日)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の150%(1円未満の端数を切り上げた金額)にあたる599円とする。但し、転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項乃至 に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の下限等 本新株予約権の各行使請求に係る行使請求書が当社に提出された日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が599円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項乃至 に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとする。</p> <p>4 転換価額の修正頻度 本欄第3項に記載の条件に該当した場合に、行使請求が行われる都度修正される。</p> <p>5 交付株式数の上限 2,504,173株(2020年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は16.05%)</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,500,000,000円</p> <p>7 繰上償還条項等 本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に従い、繰上償還されることがある。</p>
新株予約権の目的と なる株式の種類	<p>当社普通株式 すべて完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的と なる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>転換価額</p> <p>() 転換価額は、当初599円(以下「当初転換価額」という。)とする。但し、転換価額は、本欄第 2 項 乃至 に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>() 修正日価額が、修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、修正日価額が下限転換価額を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、本欄第 2 項 乃至 に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服するものとする。</p> <p>転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、本欄第 2 項 に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>転換価額調整式により本新株予約権の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>() 時価(本欄第 2 項 ()に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 株式の分割により普通株式の発行をする場合</p> <p>調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- () 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} + \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、本欄第2項()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本欄第2項又はに基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本欄第2項()の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本欄第2項の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- () 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本欄第2項乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使期間	<p>2021年2月1日から2023年6月27日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、以下の期間については行使ができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日、前々営業日及び前々々営業日 (2) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 乃至 に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (3) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に基づき本社債を繰上償還する場合は、本新株予約権付社債権者が、償還すべき日の30営業日以上前に当社に対して行う事前通知の日以降
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の行使請求の受付場所 双信電機株式会社 経営企画部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>該当事項なし</p> <p>なお、本新株予約権の取得事由は定めない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。但し、当社と割当予定先との間で締結される予定である総数引受契約(以下「本引受契約」とする)において、本新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定である。</p> <p>また、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の保有者に対して、当該本新株予約権の保有者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本欄(1)乃至(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の保有者は、承継新株予約権の保有者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の保有者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項乃至と同様の調整に服する。</p> <p>合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の保有者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条件 定めない。</p> <p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本号に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の保有者は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債及びこれに付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の保有者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計15個の本新株予約権を発行する。
- 2 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。本新株予約権が行使された場合、その後これを撤回することができない。
- 3 本新株予約権の行使請求の効力発生日
上記(2)に定める書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 4 株式の交付方法
本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- 6 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本書による届出の効力発生後に、以下の内容について合意する予定であります。
- < 割当予定先による行使制限措置 >
東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数が本新株予約権付社債の発行の払込日時点における当社株式数の10%を超える部分に係る当該行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせないこと、並びに 割当予定先が制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たってあらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うこと。
- 7 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 8 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結していません。
- 9 その他投資者の保護を図るために必要な事項
本引受契約において、本新株予約権付社債の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権付社債が譲渡された場合でも、本引受契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

10 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、1938年に天然鉱物の雲母を原料とした無線機に使用されるマイカコンデンサの専門メーカーとして創業しました。創業者の思いが込められた社是「誠実」のもと、技術革新の進む今日の世界が要求するコンデンサと、その関連製品を製作、開発して世界水準にあるコンデンサメーカーとして科学技術の発展に寄与し社会の進歩に貢献すること、また、当社で仕事をする多くの時間を捧げている社員が、人としてより大成する場を作り、それぞれの人が生かされ喜んで仕事に励み、安定した豊かな生活を得られるよう常に進歩するよりよい企業を作ることを目指し、時代の変化に合わせマイカコンデンサの専門メーカーから独自の技術による特長ある電子部品を提供することにより事業を拡大してきました。このような中で1991年に現親会社の日本碍子株式会社(以下「日本ガイシ」という。)と資本提携し、両社の技術を基に新たに開発した通信機器に使用される積層誘電体フィルタは当社の主力製品に成長しています。現在当社の製品は、環境や省エネ技術の進歩に貢献する製品や車、鉄道の安全、安心を支える製品、現在には欠かせない情報通信インフラや端末の小型化、高性能化に貢献する製品など様々な分野で活躍し、社会の発展と人々の暮らしに貢献しています。

当社の事業は、パワーエレクトロニクス事業と情報通信事業の2つで構成されています。パワーエレクトロニクスの主力事業は、産業用の機械、装置などから発生する電氣的ノイズによる周辺機器への電波障害や誤作動などの問題を解決する電磁波ノイズ対策事業です。お客様の様々なニーズに対応するため製品ラインアップの拡充を進め、半導体製造装置やロボットなどの工作機器、太陽光発電設備や医療用機器など幅広く使用されています。特に大電流、高電圧分野では高い市場シェアを獲得しています。また、当社の特長である電磁波ノイズ測定では、当社工場内に10メートル法大型電波暗室を完備しているほか、電波暗室に持ち込めない大型設備は、国内3拠点6チーム編成のノイズ測定診断車により出張試験を行うなど、電磁波ノイズ対策のリーディングカンパニーとして電磁波ノイズの測定、診断から対策までお客様をサポートするトータルソリューション事業を展開しています。

情報通信事業の主力製品である積層誘電体フィルタは、高速大容量通信に欠かせない製品で親会社である日本ガイシの優れたセラミック材料と当社の回路設計技術、プロセス技術を融合して開発し、情報通信機器の小型化、高性能化に貢献しています。電波の送受信を行う通信基地局などに使用されるほか、昨年度から無線LAN新規規格Wi-Fi6への使用が本格化し、第5世代移動通信システム(5G)向け製品も立ち上がってきました。このほか、セラミック基板に印刷工法で配線などを形成している厚膜印刷基板は、放熱性に優れ自動車やスマートフォンに使用されています。

一方当社を取り巻く事業環境は、安全・環境規制の強化、通信・交通インフラ網の拡充など事業機会は今後も増加が予想されますが、長年当社を支えてきた一部製品は、顧客の設計変更や安価な競合品の台頭などによって構造的な減少局面に直面しています。このような状況の中、当社は、新製品の市場投入や既存製品のシェア拡大などにより、基本方針である「持続的な成長」と「収益力の向上」を達成していきます。この目標の達成に向け、ノイズ関連製品、積層誘電体フィルタ、厚膜印刷基板など当社の強みを活かせる製品に経営資源を傾斜配分し、当社の成長と利益の拡大を図るほか、生産設備の自動化や生産拠点の再編などによる生産性の向上、効率化を推進し収益性の改善を図っていきます。

釜屋電機株式会社(以下「釜屋電機」といい、日本ガイシと併せて「割当予定先」という。)は、2006年に台湾の現Walsin Technology Corporation(以下「PSA」という。)と資本提携し、現在ではPSAグループが99.9%の株式を保有する抵抗器やヒューズなどを製造、販売する電子部品メーカーです。アジアを中心にグローバルな販売網と広く受動部品の製品群を持つPSAの総合力を活用し、高品質、低価格な製品供給と迅速な納期対応の実現で事業を拡大しています。事業分野は、通信、車載、医療などで当社の積層誘電体フィルタ、厚膜印刷基板、ノイズフィルタの事業分野と共通しています。また、PSAの取り扱う製品は、コンデンサ、積層セラミックス製品、RFフィルタなどで、当社と極めて近い製品を保有しています。

当社は業務提携を視野に、PSAグループの開発技術、低価格な製品供給力や販路などを活用した新製品の開発促進、製造コスト低減、客先拡大による売上増など会社の成長と収益力の改善に資する可能性を探っていきます。

なお、PSAは金融機関経由で本新株予約権付社債の引受け先を探した際に、当社との業務連携に関心を持った同社より打診があり、検討した結果、PSAの国内グループ会社である釜屋電機に本新株予約権付社債の引受けをお願いすることにいたしました。

日本ガイシと当社は、主に通信分野で連携を強化しています。日本ガイシと共同開発した通信基地局、無線LAN、車載用など幅広い用途で使用されている積層誘電体フィルタに続き、現在は日本ガイシの材料技術とプロセス技術を取り入れ第5世代移動通信システム(5G)に対応した新製品開発を促進しています。このように競争力のあるセラミック技術を背景に幅広い分野で事業展開する日本ガイシとの連携は、当社が事業拡大するうえで今後とも重要であると考えています。

このような状況を踏まえ、当社の基本方針である「持続的な成長」と「収益力の向上」を達成するためには、P S Aグループの釜屋電機と日本ガイシへ、それぞれ本新株予約権付社債の引き受けをお願いすることにいたしました。資金調達を行うにあたり、下記「(3) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、本新株予約権付社債の割当は、当初において一定額の資金調達が可能にしつつ、下限転換価格を取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値よりも高く設定することにより、今後より関係を強化していく必要があると考える釜屋電機および日本ガイシに当社株価の上昇に対するインセンティブを当社新株式を発行する場合と比較して高く付与することが可能であり、当社の資金需要に即した資金調達方法であると考えております。

(2) 資金調達方法の概要

当社は、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

(3) 資金調達方法の選択理由

公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行により資金調達を行う場合、一度に新株式を発行して資金調達が完了させることができ、かつ償還の必要がない反面、流通市場への株式数の流入が即時に発生するため、株価に大きな影響を及ぼす可能性があります。一方、転換社債型新株予約権付社債による資金調達手法は、即時に希薄化が生じることがないことから、株価への影響が相対的に軽減されることが期待されます。また、本払込期日に総額1,500,000,000円が払い込まれるため、発行当初にまとまった資金調達ができます。

新株予約権による資金調達は、一般に、転換社債型新株予約権付社債と同様に即時の希薄化を避けることができる反面、当初想定していた時期、金額での資金調達ができない可能性があるというデメリットがあると考えられております。

銀行借入れにより調達した場合、相応の利息の支払いと満期での元本の返済が必要となるところ、転換社債型新株予約権付社債では比較的低金利で多額の調達が可能となり、かつ、将来的に株価が上昇し株式への転換が進む場合には、額面相当額の返済を要せず、財務基盤が強化することが期待されます。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による一層の事業拡大及び収益力向上を確認するために相当な期間として、2020年6月29日から2021年1月31日までの期間は本新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意しております。

今後より関係を強化していく必要があると考える割当予定先に対して、当初転換価額及び下限転換価額を取締役会決議日の前営業日における当社普通株式の終値よりも高く設定することにより、当社株価の上昇に対するインセンティブについて、当社新株式を時価発行する場合と比較して高く付与することが可能となります。

転換価額の修正条項を付すことにより、本新株予約権付社債発行後に、当社株価が上昇した場合においても、本新株予約権の行使による既存株主の皆様の株式価値の希薄化を一定程度抑制することが可能となります。

また、株式価値の希薄化が生じる時期を可能な限り遅らせることができるよう割当予定先と協議した結果、本新株予約権付社債の調達資金による一層の事業拡大及び収益力向上を確認するために相当な期間として、2020年6月29日から2021年1月31日までの期間は本新株予約権を行使しない旨を本引受契約で合意しております。

以上の点により、既存株主の利益に配慮することを前提に当社の資金ニーズに対応しながら、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことが割当予定先の利益にもつながるため、本引受契約を締結した上で、第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行することが最も適した調達方法であるという結論に至りました。

11 当社株式の売買について、割当予定先との間で取決めを締結する予定はありません。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,500,000,000	26,000,000	1,474,000,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用は、主に、ファイナンシャルアドバイザー費用、弁護士費用、反社会的勢力調査費用、新株予約権付社債評価費用、登録免許税及びその他事務費用(印刷事務費用、登記費用)等からなります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記に記載のとおり1,474,000,000円となる予定であり、また上記「注10.(1) 募集の目的及び理由」に記載のとおり、次の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
国内グループ会社工場建屋改修	310,000	2020年7月～2021年5月
交通インフラ用新製品量産設備投資	260,000	2020年9月～2021年12月
第5世代移动通信システム製品用増産投資	270,000	2020年12月～2022年12月
海外グループ会社工場建屋拡張	230,000	2022年4月～2022年12月
事業拡大による運転資金	404,000	2020年10月～2022年12月
合計	1,474,000	

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

<手取金の使途について>

国内グループ会社工場建屋改修

主に産業用コンデンサを製造する宮崎県都城市にある当社連結子会社双信パワーテック株式会社の工場建屋は、建設から約50年経過しており耐震補強の安全対策と雨漏りなどの老朽化対策の必要が生じています。

また、一部の建屋は追加の老朽化対策では補強できない状況であり、新棟を建設する予定です。この他一連の工事に伴い、工場レイアウトを一部変更する必要がありますので、試験機器の移設や生産設備のユーティリティ工事も併せて行う予定です。社員が安心して働ける環境を整備し、今後ともコンデンサを安定供給していくため、調達資金のうち310,000千円を充当する予定です。

交通インフラ用新製品量産設備投資

当社グループの重要開発テーマとして2013年度から開発を開始した交通インフラ用新製品の開発が概ね完了し、来年度から量産を開始し、2022年度には生産物量が大きく拡大する目途を得ました。現在は少量の開発品を製造する設備能力しか保有していないため、来年度からの量産を見据え設備増強を行う予定です。今後当社グループの更なる成長に貢献する新製品として、調達資金のうち260,000千円を充当する予定です。

第5世代移动通信システム用増産投資

宮崎県宮崎市にある当社連結子会社の双信デバイス株式会社で製造する積層誘電体フィルタは、今後とも成長が期待できる高速大容量化に対応した無線LAN、通信基地局や車載などの通信機器市場を中心に、当社の特長ある異種接合技術や回路設計技術を活用した新規アプリケーション開発を行っています。昨年度後半から本格量産を開始した無線LAN新規格Wi-Fi 6用製品需要が今年度は大きく増加する見通しであるのに加え、今後の主力製品のひとつとなり得る第5世代移动通信システム関連の開発新製品の受注が増加し、今下期には生産能力を超える可能性が出てきました。今後の更なる受注増に対応するため生産能力を増強すべく、調達資金のうち270,000千円を充当する予定です。

海外グループ会社工場建屋拡張

当社グループの主力製品である電磁波ノイズを除去するノイズフィルタは、長野県佐久市にある当社工場と、マレーシアにある連結子会社の双信エレクトロニクスマレーシアで生産していますが、現在お客様のニーズである低価格化へお応えするため、当社工場から双信エレクトロニクスマレーシアへ製造移管を進めています。

ノイズフィルタは、各国のノイズ規制強化の流れから今後とも需要が拡大する見通しであることに加え、当社工場からの製品移管により双信エレクトロニクスマレーシアの生産能力は、2022年度には不足する見通しです。このため、双信エレクトロニクスマレーシアの生産能力を増強し、安定した生産体制を構築する目的で調達資金のうち230,000千円を充当する予定です。

事業拡大による運転資金

上記施策を実施するための量産体制確立のための人員確保、従業員育成費用等の運転資金として、404,000千円を充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	日本碍子株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市瑞穂区須田町2番56号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第153期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月21日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第154期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月6日 関東財務局長に提出 事業年度 第154期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月8日 関東財務局長に提出 事業年度 第154期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月7日 関東財務局長に提出

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

資本関係	割当予定先は当社株(発行済株式総数に対する割合40.68%)を保有しております。
人的関係	当社取締役2名が、日本ガイシからの出向者となっております。
取引関係	セラミック多層製品に係わる技術連携
関連当事者への該当状況	主要株主であるため、当該会社は当社の関連当事者に該当します

(3) 割当予定先の概要

名称	釜屋電機株式会社
本店の所在地	神奈川県大和市中央六丁目1番6号PSAビルディング
代表者の役職及び氏名	代表取締役 張 瑞宗
資本金	499百万円
事業内容	電子部品の製造、販売
主たる出資者及び出資比率	Gallatown Developments Limited 99.99%

(2020年3月31日現在)

(4) 提出者と割当予定先との間の関係

資本関係	資本関係はございません。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	関係取引はございません。
関連当事者への該当状況	当該会社の関係者及び関係会社には当社の関連当事者には該当しません。

(5) 割当予定先の選定理由

本割当は、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではなく、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(短期社債を除く。)(新株予約権付社債に関する事項) 注10.(1) 募集の目的及び理由」へ記載の通り、当社の基本方針である「持続的な成長」と「収益力の向上」を達成するため当社が独自に割当先を選定しております。

(6) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債に付された新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に日本ガイシ及び釜屋電機に割り当てようとする本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数はそれぞれ1,001,669株及び1,502,504株であります。

なお、上記株数は、本新株予約権付社債が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項) 「新株予約権の行使時の払込金額」」欄に記載の当初転換価額においてすべて転換された場合に交付される当社普通株式の数であり、同欄に記載するところにより転換価額が調整された場合には、これに従い調整されます。

(7) 割当予定先の保有方針及び転換(行使)制限措置

本引受契約において、日本ガイシ及び釜屋電機は、当社取締役会の決議による事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

また、日本ガイシ及び釜屋電機は当社株価が下限転換価格を上回った場合においても市場動向に影響を受けず、長期的に保有し原則的に売却しない方針であることを口頭で確認しております。

当社と日本ガイシ及び釜屋電機は、本引受契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一層月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。

(8) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在について、当社は、日本ガイシについては、取引銀行が発行する残高証明書(2020年5月19日)を入手し、本新株予約権付社債の発行価額の払込みに足る金額であることを確認するとともに、日本ガイシが2020年2月7日付で関東財務局長宛に提出した第154期第3四半期報告書における四半期連結貸借対照表及び2020年5月18日付で公表された決算短信における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権付社債の発行価額の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

また、釜屋電機については、本新株予約権付社債に係る払込に要する資金を金融機関から借り入れる予定であるとのこと。当社は、釜屋電機の金融機関からの借入契約書と融資の返済予定表から融資枠が十分にあり、資金に問題がないことを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(9) 割当予定先の実態

割当予定先のうち、日本ガイシにつきましては、当社親会社であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所それぞれの第一部に上場しており、日本ガイシが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2019年6月21日)において「当社及びその子会社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、法令に基づき断固たる行動をとり、これらの勢力との一切の関係を排除します。」としていることを確認しております。

さらに当社は、日本ガイシの担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

また、釜屋電機につきましては、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である Nardello & Co.(本社：565 Fifth Avenue Suite 2200 New York, USA、日本事務所：東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー4F、CEO：DANIEL NARDELLO)に釜屋電機、釜屋電機の役員並びに主要株主について調査を依頼しました。そして、訴訟記録を含む公的情報とメディアの検証等による調査を行った結果、2020年5月13日、割当予定先、当該割当予定先の役員並びに主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の確認書を受領いたしました。また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結予定の本引受契約の規定により、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権付社債の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である山田コンサルティンググループ株式会社(代表者：増田 慶作、住所：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館10階)(以下「山田コンサル」という。)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書(以下「評価報告書」といいます。)を受領いたしました。

山田コンサルは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、山田コンサルは、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日の市場環境等を考慮した一定の前提の下、本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額につきましては、当社の財政状態及び経営状態を鑑み、投資割当先と協議の結果、599円と決定いたしました。この転換価額は、2020年5月28日(取締役会決議日の前営業日)における当社普通株式終値399円に対して50.13%のプレミアム、1か月の終値平均363円に対して65.01%のプレミアム、3か月の終値平均336円に対して78.27%のプレミアム及び6か月の終値平均401円に対して49.38%のプレミアムとなります。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金100円)を山田コンサルによる価値算定評価額(各社債の金額100円につき99.60円から99.88円)を上回った価格にて決定しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益(本新株予約権を付さずに本社債を発行していれば課されたであろう将来の利息の現在価値)と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を上回ること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、本新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日現在において当社監査役から、監査役全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約付社債が当初転換価額及び下限転換価額599円により全て転換された場合に発行される当社普通株式の数の合計数は2,504,173株(議決権の数25,041個)であり、これにより、当社の発行済株式総数15,600,000株(2020年3月31日現在)に対して16.05%、総議決権数155,819個(2020年3月31日現在)に対して16.07%の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権による資金調達、自己資本拡充と有利子負債水準の低減を通じた財務戦略の柔軟性の更なる確保を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去1年間の1日当たりの平均出来高は110,426株であり、直近6か月間の同出来高も77,715株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債が転換価額599円により全て転換された場合に発行されることとなる当社普通株式の数の合計数2,504,173株を行使期間である約2年4ヶ月間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約4,252株となり、上記過去1年間の1日当たりの出来高の3.85%、過去6か月間の同出来高の5.47%程度となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権付社債の発行による株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく合理的であると判断しました。

(3) 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権付社債の発行は、その一部につきまして、割当てを受ける日本ガイシが当社の支配株主であるため、支配株主との取引等に該当しております。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社が令和元年6月21日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「親会社である日本ガイシとの取引等については、市場等の客観的な情報をもとに一般的な取引条件と同様に合理的な決定を行っており、少数株主に不利益となる取引等はありません。」と記載しております。本新株予約権付社債の権利行使の払込価格の算定方法をはじめとする発行内容及び条件等についても、上記「(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」、「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」及び後述「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、一般的な新株予約権付社債の発行の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

なお、本新株予約権付社債の発行、割当に関する本日開催の当社取締役会においては、当該発行、割当の対象となる日本ガイシから出向している小林茂樹取締役及び牧野善樹取締役は、審議及び決議に参加していません。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本日、当社取締役会にて、本新株予約権付社債の発行に関して、内容及び条件の妥当性を決定しております。

なお、当社支配株主である日本ガイシへの本新株予約権付社債の割当は、東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、支配株主と利害関係のない当社社外監査役の小林茂雄氏及び鈴木欽哉氏より、本新株予約権付社債の発行が当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大につながるものであること、本新株予約権の転換価額に一定の下限が定められていること、本新株予約権付社債の発行条件について、独立した第三者機関が一般的な価格算定モデルを用いて実施した評価に基づいて決定されていること、並びに本新株予約権付社債の内容及び発行手続に指摘すべき事項が認められないことから、当社支配株主である日本ガイシへの本新株予約権付社債の割当では、当社少数株主にとって不利益となるものではない旨、2020年5月29日に開催された取締役会にて意見表明しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合
日本碍子株式会社	愛知県名古屋瑞穂区須田町2番56号	6,346	40.73%	7,347	40.63%
釜屋電機株式会社	神奈川県大和市中央六丁目1番6号PSAビルディング	0	0.00%	1,502	8.31%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	453	2.91%	453	2.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	367	2.36%	367	2.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都晴海1丁目8番11号	195	1.26%	195	1.08%
双信電機社員持株会	東京都港区芝浦1丁目1番1号	191	1.23%	191	1.06%
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	180	1.16%	180	1.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	161	1.04%	161	0.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	110	0.71%	110	0.61%
鬼鞍道子	東京都大田区	100	0.64%	100	0.55%
計	-	8,103	52.04%	10,606	58.67%

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権付社債が当初転換価額599円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式2,504,173株を加えた株式数によって算出しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権付社債が当初転換価額599円によりすべて転換された場合に交付される当社普通株式2,504,173株に係る議決権の数25,041個を加えた数で除して算出しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。割当予定先は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

(1) 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が2021年3月期の当社グループの業績に与える影響は軽微であります。

(2) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の行使により 交付される株式に係る議決権数が当社の発行済株式に係る議決権総数の25%未満であること及び 支配株主が異動する見込みがないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要しません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2020年5月29日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示してあります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年5月29日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

<事業等のリスク>

本有価証券届出書に記載した事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、これら以外にも投資者の判断に影響を及ぼす事項が発生する可能性があります。また、文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日(2020年5月29日)現在において当社グループが判断したものです。

(1) 生産拠点に関するリスク

当社グループは、生産拠点や生産委託先を国内では長野県、宮崎県に、海外ではマレーシア、中国に有しており、生産拠点のリスク分散を図っています。ただし、地震、火災などの災害や事故により生産拠点の生産設備に重大な被害が発生した場合には、生産活動が相当期間停止し当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、特に海外展開では、当該国の法律、規制、租税制度の変更、為替変動を含む経済変化、 社会騒乱、テロ、戦争等による社会的混乱等のリスクが存在しています。これらの予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新型コロナウイルスに関するリスク

新型コロナウイルスの世界的流行により、年明け以降から内外経済の落ち込みが続いています。新型コロナウイルスの影響が長期化すれば、更なる事業活動の制約や経済の混乱などの様々なリスクが生じる可能性があります。現時点での新型コロナウイルスに関連する当社グループの主な影響は、情報通信事業においては、世界的な自動車販売の低迷により車載用製品の需要が落ち込んでいること、積層誘電体フィルタの一部の顧客工場が生産に必要な部材が調達できず、生産ラインが止まり当社製品の納入が先送りされていること、一部のマイカコンデンサの生産に必要な輸入部材が調達できず売上が減少する見通しであること、また、パワーエレクトロニクス事業においてはノイズフィルタを生産するマレーシアの連結子会社の稼働が、政府の要請により5月初旬まで半分に抑制されており生産数が減少したことなどです。

なお、2020年度の当社グループの業績に与える影響は、上期中に新型コロナウイルスの影響が終息する前提で、売上高の減少を3億円、営業利益の減少を1億60百万円と見込んでおります。

(3) 景気変動に関するリスク

当社グループが製造、販売する製品の需要は、国内外の景気変動の影響を受けます。当社グループでは、常に市況の動向を見極めながら事業活動を展開しておりますが、景気後退及びそれに伴う需要の縮小の影響を完全に回避することは困難であるため、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替変動に関するリスク

当社グループは、生産、販売、仕入れに関して海外展開を行っています。当社グループの外貨取引の主要通貨は、米ドルによる取引であり、米ドルと円の為替レートの短期的な変動に対しては、先物為替予約などによりリスクヘッジしていますが、円高は売上高、利益の減少要因となり当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、海外の現地通貨建ての財務諸表は連結財務諸表作成の際に円貨に換算するため、為替の変動により、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 販売価格に関するリスク

当社グループが事業展開している電子部品業界は多様な分野の企業を顧客としており、多くの製品は他社製品と競合し価格競争に直面しています。海外生産の拡大や自動化設備の導入等により製造コストの削減に取り組んでいますが、競合他社との価格競争がさらに激化した場合には販売価格の下落等により、当社グループの業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 仕入価格に関するリスク

材料などの仕入価格の上昇は、当社グループの製造コストの増加となります。仕入価格の上昇を吸収すべく継続的に海外生産の拡大や自動化設備の導入等による製造コストダウン、経費削減、販売価格への反映等に取り組んでいますが、過度の仕入価格上昇は、製造コストダウン等の取り組みでは吸収しきれず、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 退職給付会計に関するリスク

当社は、確定給付型年金制度を有しており、退職給付債務及び年金費用ならびに年金資産を数理計算によって認識しております。数理計算は、割引率、期待運用収益率などの前提条件に基づいており、これらの前提条件と実際の結果が異なることにより生じた年金数理計算上の差異は、10年間で均等に償却し、退職給付費用に含めています。当社は、これらの数理計算上の前提は適切であると考えておりますが、金利低下に伴う割引率の低下や、年金資産の運用悪化など、予測が困難な事象から生じる前提条件からの乖離は、年金数理計算上の損失の増加につながり、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、コンプライアンス意識の周知、徹底を目的として、「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、全社員に配賦しています。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス活動により抽出された事案等に対して個別に対応しています。また、不正行為や、法令、定款に違反する行為を発見した際に報告、相談できるように「ヘルプライン制度」を創設しています。しかしながら、役職員個人による法令違反を含むコンプライアンス上の問題が発生した場合には、損害賠償請求やお客様及び市場等からの信頼失墜により、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、事業活動全般においてコンピュータシステム及ITネットワークを活用しております。情報セキュリティに関しては、当社グループでは社内規程を整備するとともに、情報セキュリティ教育を全社員に定期的に行うなどの施策を実施しています。しかしながら、コンピュータウイルスの感染や不正アクセス等の事態により、外部へ情報が漏洩する事態が生じた場合には、損害賠償請求やお客様及び市場等からの信頼失墜により、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスク

当社グループは、米国でフィルムコンデンサの取引価格に関する訴訟の対応を行っています。製品の販売実績がないことや、原告らの訴える事実がないことなどを主張していきませんが、訴訟の動向によっては、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは競争法に関する違反行為を防止するため、全社員に定期的に教育を行い、「競争法順守ハンドブック」を全社員に配布するなどの対策を実施しています。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、「第四部 組込情報」記載の有価証券報告書の提出日(2019年6月24日)以降、本有価証券届出書提出日(2020年5月29日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2019年6月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2019年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金4円総額 62,393,948円

剰余金の配当金が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、上岡崇氏、杉山雅彦氏、國部守夫氏、高橋弘光氏、小林茂樹氏、牧野善樹氏、畑口紘氏の7名を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大久保誠太郎氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	106,558	833	0	(注) 1	可決(98.45%)
第2号議案					
上岡崇	98,242	9,162	0	(注) 2	可決(90.76%)
杉山雅彦	100,255	7,149	0		可決(92.62%)
國部守夫	100,273	7,131	0		可決(92.64%)
高橋弘光	102,581	4,823	0		可決(94.77%)
小林茂樹	102,564	4,840	0		可決(94.75%)
牧野善樹	103,644	3,760	0		可決(95.75%)
畑口紘	99,478	7,926	0		可決(91.90%)
第3号議案	100,128	7,316	0	(注) 2	可決(92.47%)

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

3. 資本金の増減

該当事項はありません。

4. 最近の業績の概要

第78期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の業績の概要

2020年5月18日開催の取締役会で承認され、2020年5月18日に公表した第78期連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりです。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領していません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,671,792	1,201,221
受取手形及び売掛金	2,939,595	2,703,841
電子記録債権	669,528	614,531
商品及び製品	352,837	280,443
仕掛品	346,218	343,665
原材料及び貯蔵品	676,869	617,640
その他	129,138	114,353
貸倒引当金	-	2,383
流動資産合計	6,785,977	5,873,311
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,522,484	4,616,297
減価償却累計額及び減損損失累計額	3,636,649	3,705,156
建物及び構築物(純額)	885,835	911,141
機械装置及び運搬具	7,461,652	7,325,612
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,695,402	6,649,070
機械装置及び運搬具(純額)	766,250	676,542
土地	853,379	853,379
建設仮勘定	143,239	31,796
その他	620,715	644,027
減価償却累計額及び減損損失累計額	551,006	551,640
その他(純額)	69,709	92,387
有形固定資産合計	2,718,412	2,565,245
無形固定資産	77,207	93,743
投資その他の資産		
投資有価証券	106,708	87,057
退職給付に係る資産	2,991,247	2,681,892
繰延税金資産	76,020	10,695
その他	124,738	115,302
貸倒引当金	-	4,489
投資その他の資産合計	3,298,713	2,890,457
固定資産合計	6,094,332	5,549,445
資産合計	12,880,309	11,422,756

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	361,576	460,386
電子記録債務	288,193	299,309
未払金	440,440	205,088
未払法人税等	44,520	38,563
賞与引当金	326,051	299,379
役員賞与引当金	5,080	1,000
その他	234,556	166,703
流動負債合計	1,700,416	1,470,428
固定負債		
退職給付に係る負債	82,504	87,037
役員退職慰労引当金	39,084	50,808
繰延税金負債	793,695	819,002
固定負債合計	915,283	956,847
負債合計	2,615,699	2,427,275
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,806,750	3,806,750
資本剰余金	3,788,426	3,788,426
利益剰余金	2,803,556	1,872,507
自己株式	950	950
株主資本合計	10,397,782	9,466,733
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8,950	5,996
為替換算調整勘定	206,418	230,779
退職給付に係る調整累計額	64,296	246,469
その他の包括利益累計額合計	133,172	471,252
純資産合計	10,264,610	8,995,481
負債純資産合計	12,880,309	11,422,756

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	10,112,697	8,916,236
売上原価	7,449,796	6,935,307
売上総利益	2,662,901	1,980,929
販売費及び一般管理費	2,462,606	2,419,006
営業利益又は営業損失()	200,295	438,077
営業外収益		
受取利息	2,156	2,302
受取配当金	7,381	4,692
為替差益	15,633	-
助成金収入	11,441	3,543
その他	7,421	9,557
営業外収益合計	44,032	20,094
営業外費用		
災害義援金	-	10,000
為替差損	-	4,350
その他	2,225	2,446
営業外費用合計	2,225	16,796
経常利益又は経常損失()	242,102	434,779
特別利益		
固定資産売却益	405	436
投資有価証券売却益	83,905	12,133
特別利益合計	84,310	12,569
特別損失		
固定資産除却損	1,133	4,092
特別退職金	-	32,182
弁護士報酬等	144,072	128,036
減損損失	27,633	10,971
和解金	5,435	-
特別損失合計	178,273	175,281
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	148,139	597,491
法人税、住民税及び事業税	68,198	14,113
法人税等調整額	55,998	225,854
法人税等合計	124,196	239,967
当期純利益又は当期純損失()	23,943	837,458
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	23,943	837,458

連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	23,943	837,458
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	93,532	2,954
為替換算調整勘定	13,917	24,361
退職給付に係る調整額	80,529	310,765
その他の包括利益合計	187,978	338,080
包括利益	164,035	1,175,538
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	164,035	1,175,538
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,806,750	3,788,426	2,904,401	949	10,498,628
当期変動額					
剰余金の配当			124,788		124,788
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,943		23,943
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	100,845	1	100,846
当期末残高	3,806,750	3,788,426	2,803,556	950	10,397,782

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	102,482	192,501	144,825	54,806	10,553,434
当期変動額					
剰余金の配当					124,788
親会社株主に帰属する 当期純利益					23,943
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	93,532	13,917	80,529	187,978	187,978
当期変動額合計	93,532	13,917	80,529	187,978	288,824
当期末残高	8,950	206,418	64,296	133,172	10,264,610

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,806,750	3,788,426	2,803,556	950	10,397,782
当期変動額					
剰余金の配当			93,591		93,591
親会社株主に帰属する 当期純損失()			837,458		837,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	931,049	-	931,049
当期末残高	3,806,750	3,788,426	1,872,507	950	9,466,733

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	8,950	206,418	64,296	133,172	10,264,610
当期変動額					
剰余金の配当					93,591
親会社株主に帰属する 当期純損失()					837,458
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,954	24,361	310,765	338,080	338,080
当期変動額合計	2,954	24,361	310,765	338,080	1,269,129
当期末残高	5,996	230,779	246,469	471,252	8,995,481

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	148,139	597,491
減価償却費	385,524	395,170
減損損失	27,633	10,971
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	6,872
弁護士報酬等	144,072	128,036
賞与引当金の増減額(は減少)	19,149	26,341
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2,020	4,080
受取利息及び受取配当金	9,537	6,994
投資有価証券売却損益(は益)	83,905	12,133
固定資産売却損益(は益)	405	436
固定資産除却損	1,133	4,092
売上債権の増減額(は増加)	2,087	284,643
たな卸資産の増減額(は増加)	32,370	127,037
仕入債務の増減額(は減少)	175,507	115,566
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	43,735	135,804
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	8,755	4,533
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,383	11,724
その他	74,036	94,239
小計	510,430	211,126
利息及び配当金の受取額	9,804	6,994
利息の支払額	44	-
法人税等の支払額	95,923	16,559
法人税等の還付額	13,959	-
弁護士報酬等の支払額	119,856	152,425
営業活動によるキャッシュ・フロー	318,370	49,136
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	297,836	363,482
有形固定資産の売却による収入	293	436
無形固定資産の取得による支出	22,857	76,435
投資有価証券の取得による支出	3,718	2,453
投資有価証券の売却による収入	204,001	30,006
その他	12,846	9,435
投資活動によるキャッシュ・フロー	107,271	402,493
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	1	-
配当金の支払額	124,788	93,591
財務活動によるキャッシュ・フロー	124,789	93,591
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,478	23,623
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	81,832	470,571
現金及び現金同等物の期首残高	1,589,960	1,671,792
現金及び現金同等物の期末残高	1,671,792	1,201,221

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分決定および業績の定期的な評価、検討を行う対象となっているものです。

当社グループの事業展開は、「パワーエレクトロニクス事業本部」と「情報通信事業本部」の2つの事業本部制の下で、「パワーエレクトロニクス事業」と「情報通信事業」の2つを報告セグメントとしております。

「パワーエレクトロニクス事業」の製品は、ノイズフィルタ、プラスチックフィルムコンデンサで構成され、「情報通信事業」の製品は、積層誘電体フィルタ、カプラ・パラシ、厚膜印刷基板、LCフィルタ、マイカコンデンサ、実装製品で構成されています。

(報告セグメントの区分方法の変更)

当連結会計年度より、各製品の事業戦略をより明確にし、その事業戦略を達成するため当社グループ内の組織再編を行い、「パワーエレクトロニクス事業本部」および「情報通信事業本部」の2つの事業本部体制としました。この組織編制に合わせ、報告セグメントの区分についても、従来の「産業機器分野」、「情報通信機器分野」から、再編後の「パワーエレクトロニクス事業」、「情報通信事業」へ変更しています。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益です。なお、セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結 財務諸表 計上額
	パワーエレクト ロニクス事業	情報通信事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,558,122	5,554,575	10,112,697	-	10,112,697
セグメント間の内部 売上高又は振替高	116,613	72,481	189,094	189,094	-
計	4,674,735	5,627,056	10,301,791	189,094	10,112,697
セグメント利益	24,030	167,692	191,722	8,573	200,295
セグメント資産	2,416,474	3,862,949	6,279,423	6,600,886	12,880,309
その他の項目					
減価償却費	69,192	205,650	274,842	110,682	385,524
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	67,358	194,453	261,811	133,201	395,012

(注) 1. セグメント利益の合計額と連結損益計算書の営業利益との差額を調整額として表示しています。調整額8,573千円は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

2. セグメント資産の調整額6,600,886千円は主に全社資産であり、その内容は当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、退職給付に係る資産等です。

当連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1、2	連結 財務諸表 計上額
	パワーエレクト ロニクス事業	情報通信事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,897,769	5,018,467	8,916,236	-	8,916,236
セグメント間の内部 売上高又は振替高	73,366	34,755	108,121	108,121	-
計	3,971,135	5,053,222	9,024,357	108,121	8,916,236
セグメント損失()	238,652	239,524	478,176	40,099	438,077
セグメント資産	2,324,223	3,324,294	5,648,517	5,774,239	11,422,756
その他の項目					
減価償却費	66,712	208,567	275,279	119,891	395,170
有形固定資産および 無形固定資産の増加額	93,912	21,759	115,671	155,414	271,085

(注) 1. セグメント損失の合計額と連結損益計算書の営業損失との差額を調整額として表示しています。調整額40,099千円は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等です。

2. セグメント資産の調整額5,774,239千円は主に全社資産であり、その内容は当社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、退職給付に係る資産等です。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	658.05円	576.69円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	1.53円	53.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	23,943	837,458
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は普通株式に係る親会社 株主に帰属する当期純損失()(千円)	23,943	837,458
普通株式の期中平均株式数(株)	15,598,488	15,598,487

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4．その他

役員の異動

・代表取締役の異動

代表取締役専務 杉山 雅彦(現 常務取締役)

・新任監査役候補

常勤監査役 川澄 晴雄(元 東芝テック株式会社常勤監査役)

(注) 川澄晴雄氏は社外監査役の候補者であります。

・退任予定監査役

常勤監査役 上田 英治

役員の異動予定日

2020年6月22日

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2018年4月1日	2019年6月24日
	(第77期)	至 2019年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 2019年10月1日	2020年2月7日
	(第78期第3四半期)	至 2019年12月31日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年 6月21日

双信電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青柳 淳一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双信電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、双信電機株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、双信電機株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月21日

双信電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青柳 淳一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている双信電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、双信電機株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月6日

双信電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	谷	宏	之	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	柳	淳	一	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている双信電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。